

アメリカ経済における「家族支配」

佐藤 定幸

一 家族的利益集団

アメリカ経済における利益集団とかれらの支配構造にかんする政府ないし議会の包括的調査は、一九三〇年代末に行なわれていない。アメリカ金融資本の実態に迫るには、資料提出を法的に強制できるなんらかの公的機関の包括的調査が不可欠である。したがって、第二次世界戦争およびその後の四分の一世紀をへた現在のアメリカ金融資本の構造にかんする研究は、断片的な資料による戦前の調査結果への補足修正としてしか行ないえない。このことを念頭においた上で、アメリカ経済における「家族支配」の現状について若干の資料を提供することが、本稿の課題である。

アメリカ利益集団の実証的研究としていまや「古典」ともいべきものは、一九三〇年代末の全国資源委員会 (National Resources Committee) の調査結果である。同調査結果、「アメリカ経済の構造」、第一部、附録第一三、「アメリカの利益集団」¹⁾は、ポール・M・スウィージーによって執筆されたものだが、同調査によってアメリカ経済における八つの支配的利益集団が確立したとい²⁾ってよい。

八つの支配的な利益集団とは、(一)モルガン・ロフアースト・ナショナル系、(二)ロックフェラー系、(三)クーン・レーパー系、(四)メロン系、(五)シカゴ系、(六)デュポン系、(七)クリーブランド系、(八)ボストン系、であり、「会社を一つ一つ注意ぶかく研究すれば多少とも明確に規定された八

集団が現れる。これらの八つは、他のあらゆる集団を圧倒するほどのものである。⁽³⁾

これら八つの主要利益集団——五つの家族的集団と三つの地域的集団——のうち、第二次世界戦争をへた今日、クーン・レーブおよびボストン系の地位が大幅に低下し、もはや主要利益集団としての地位を保っているとはみなしがたいというのが、多くの論者の一致した見解である。⁽⁴⁾

クーン・レーブおよびボストンの地位低下に反して、新たに主要利益集団の地位にまで上昇したとみなしうるものに、バンク・オブ・アメリカを中心としたカリフォルニア・グループ、戦後急速にその富を蓄積した石油成金からなるテキサス・グループ、がある。また、人によっては、ファースト・ナショナル・シティー・バンク・グループや、フォード・グループなど、第二次世界戦争以前にも主要利益集団に近い地位にあった利益集団の格上げを主張している(パード、メニシコフなど)。

本稿の主題は、主要利益集団の戦後における構成そのものではないので、この問題についてはこれ以上立入らない。しかし、多くの研究者が認めているように、モルガン、ロックフェラー、メロン、デュボンなど家族的利

益集団はいぜんとして健在であって、かれらがアメリカ経済の中心的部分を支配している事実に変化はない、ことを指摘しておく必要がある。

このような指摘を確認しておく必要があるのは、「利益集団の「消滅」、実際にはとくに家族的利益集団の「消滅」が、かつての利益集団研究者のスイーजीによって主張されているからである。かれはその近著「独占資本」のなかでつぎのように述べている。「全体の発展過程が、かつては大きな利益集団を相互に結びつけていた紐帯を弛緩させ、もしくは断ち切った。投資銀行業者の権力は、創立当時や、最初の成長段階の初期における株式会社、外部金融にたいする緊切な必要が基礎になっていた。その後、独占利潤のゆたかな収穫を刈りとった巨大会社が、しだいに、内部的に調達された資金によって、その資金需要をまかなうことができることに気づくとともに、このような必要は重要でなくなり、あるいはまったく消滅した。それと同時に、威張り散らした家族資産の始祖たちも、しだいに死に去り、その株式保有高を、多くの遺族、財団、慈善団体、信託基金などに残した。そのために、かつては多くの企業にたいして絶

対的な支配力をふるっていた所有者単位はますます形がなくなり、指導者がいないようになった。かくして、比較的大きな株式会社は、しだいに銀行業者からも、有力な株主からもますます独立するようになり、したがって、その政策は、ある集団の利害に従属するよりもむしろ、ますます大きな程度で、それぞれの利害に結びつけられるようになった。⁽⁵⁾

スウィーギーのこのような見解にたいしてはすでに批判を加えてあるので、ここでは繰り返ささない。⁽⁶⁾ 筆者の見解によれば、アメリカにおける利益集団は消滅してはいない。もちろん、家族的利益集団も消滅してはいない。しかしながら、家族的利益集団の支配構造には重要な変化が生じていることも事実である。アメリカ経済における「家族支配」を確認し、そこに生じた変化を明らかにすることが本稿の課題である。

(1) National Resources Committee, "The Structure of the American Economy", Washington, 1939. Part. I, Appendix 13. (ポール・M・スウィーギー「歴史としての現代」都留重人監訳、岩波書店、に邦訳収録されてい
る)。

(2) ヴィクター・パローは、スウィーギーの研究結果は、

ポストン財閥の過大評価だと批判し、「ポストン・ファースト・ナショナル銀行の地位は大モルガン帝国のなかで運営されている、信頼をうけた、強力な地方参事会の地位に似ている」というアンナ・ロチェスターの言葉(「アメリカの支配者」"Rulers of America", 1936)を引用しつつ、「これは本質的な関係を提示しており、『アメリカ経済の構造』が重要独立集団の中心としてポストンを位置づけたのより、ずっと正確だった」と述べている(Victor Perlo, "The Empire of High Finance", 1957, p. 206)。

(3) スウィーギー、前掲、一八九頁。

(4) たとえば、ヴィクター・パローは、「戦前の集団中の二つ、クーン・レーブとポストンとは、もはや金融勢力の重要な、いちじるしく独立した中心とみなしえない」と述べている(前掲、邦訳、一五三頁)。

(5) P. A. Baran and P. M. Sweezy, "Monopoly Capital", 1966. Monthly Review Press, p. 17~18. (小原敬士訳、二二一~二四頁)。

(6) 佐藤定幸、「アメリカの金融資本——『利益集団』は消滅したか——」『経済研究』第一八巻第四号(一九六七年一〇月)。

二 家族支配——一九三七年と六七年

一九三〇年代末の独占調査として最も包括的なそれで

あるTNEC (Temporary National Economic Committee) の調査「Investigation of Concentration of Economic Power」は「家族支配についてつぎのようについていた。「大株主の利益集団の、恐らくは最も普遍的で最も容易に確認しうる形態は、家族である。一つの会社における大きな家族持株は通常、もともとは一つの投資から派生している。会社の創設者ないしは支配的株主は、通常、かれの株式保有の支配的地位を保持するためにかれの持株を一つのブロックとして維持しようと努め、しばしばそうするための主要な装置として個人的な持株会社ないし信託を利用するだろう」。家族支配には、たんにその家族の構成員個人々の持株だけではなく、これら「主要な諸装置」を含めて考慮されねばならないことはいままでもない。キャンベル・スープの場合には、Dorrance 家族の信託が同社株式の一〇〇%を所有していたし、シンガーの場合には、二つの家族のための二〇%以上の信託が全株式の約四四%を保有していたのなどは、これら「主要な装置」が極端にふくれ上った顕著な例であった。

以上のことを考慮した上で、TNECのモノグラフ第

二九号、「最大二〇〇の非金融会社における所有の分布」は、一九三〇年代末におけるアメリカ経済での家族支配について、つぎのように指摘していた。「デュボン、メロン、ロックフェラーの三つの家族グループはほぼ一四億ドルの株式を保有しており、それによって、総資産八〇億ドル以上の二〇〇の最大非金融会社のうちの一五社にたいして、すなわち総資産の一%以上をしめる会社にたいして、直接ないし間接に支配を行なっている。これら三家族を含め一三の家族グループが二七億ドルの株式を保有しているが、これは最大二〇〇社の株式の八%を上回っている」。

最大二〇〇の非金融会社の支配形態別産業別分布を示した第1表が示しているように、これら二〇〇社のうち七七社が家族支配の下にあった。法人が支配している会社は五六社であり、家族支配と法人支配の双方が認められる企業が六社であった。少数の支配的株主グループが認められなかったのは、全体の約三〇%にあたる六一社にすぎなかった。

TNECは、支配の形態をその持株比率に応じてつぎの四つに分類している。(一)多数所有 (Majority owner-

第1表 最大200の非金融会社の支配形態別産業別分布,
(TNEC 調査, 1937年)

	製造工業	鉄道	電燈, 電力, 水道, 熱, ガ ス	その他	合計
1. 単一家族支配					
A. 多数所有	4	...	2	3	9
B. 優勢少数所有	9	1	...	3	13
C. かなりの少数所有	10	...	1	2	13
D. ごく少数の所有	5	...	2	1	8
合計	28	1	5	9	43
2. 二つ以上の家族支配					
A. 多数所有	3	1	1	1	6
B. 優勢少数所有	5		...	1	6
C. かなりの少数所有	11	1	2	3	17
D. ごく少数の所有	4		...	1	5
合計	23	2	3	6	34
3. 家族および法人支配					
A. 多数所有
B. 優勢少数所有	1			...	1
C. かなりの少数所有	4			1	5
D. ごく少数の所有
合計	5			1	6
4. 単一法人支配					
A. 多数所有	3	3	14	2	22
B. 優勢少数所有	1	5	6	2	14
C. かなりの少数所有	5	1	6
D. ごく少数の所有
合計	4	8	25	5	42
5. 二つ以上の法人支配					
A. 多数所有	...	2	3	...	5
B. 優勢少数所有	1	1	1	...	3
C. かなりの少数所有	1	...	4	1	6
D. ごく少数の所有
合計	2	3	8	1	14
6. 支配的グループのないもの	34	15	4	8	61
総計	96	29	45	30	200

[出所] TNEC, Monograph No. 29. p. 1486.

ship)。(二)優勢少数所有 (Predominant minority ownership)。(三)かなりの少数所有 (Substantial minority ownership)。(四)ごく少数の所有 (Small minority ownership)。

第一の「多数所有」は議決権つき株式の過半数を所有している場合で、最も明確な支配形態といえよう。第二の「優勢少数所有」は、議決権つき株式の三〇

少ないし五〇%を保有している場合で、とくに単一家族による支配においては、多数支配と事実上殆ど同じ重要性をもっている。デュボン家族のデュボン化学支配がこの典型的な例で、同家族の持株比率は四三・九三%であった。

第三の「かなりの少数所有」は、支配グループが議決権つき株式の一〇%ないし三〇%を所有しているにすぎないが、それにもかかわらず明らかに支配が行なわれているとみられるケースをさしている。たとえば、コルゲート・パームオリーブにおけるコルゲート家の、インターナショナル・ハーベスターにおけるマコーミック家の、スタンダード石油(ニュージャージー)におけるロックフェラー家の支配などがその例としてあげられる。第四の「ごく少数の所有」は、支配家族の持株比率が一〇%以下であるにもかかわらず、その家族の代表者が重役会の席を占め、かなりの支配を行なっているとみられるケースである。たとえば、アメリカン製罐におけるムーア家の、クラウン・ゼラーパックにおけるゼラーパック家の支配などが、その例としてあげられる。いずれの支配形態をつうじてであれ、一九三〇年代末における家族支

配がかなり強力であったことがわかる。問題は第二次世界戦争をつうじて今日にいたるまで、その家族支配がどのように変化しながらも維持されてきたかである。TNEC調査が最も明確に存在する家族的利益集団として、ロックフェラー、メロン、デュボンの三家族をあげている一方、スウィーजीは利益集団解消の例としてスタンダード石油トラスト解体後のロックフェラー財閥についてのべているのだから、ここではロックフェラー家族を例にとりあげて検討することが適当だろう。

TNECの調査によれば、ロックフェラー家族は、一

第2表 ロックフェラー家族の持株比率, 1937年.

i) 10%以上の諸会社.	
Ohio Oil Co.	18.65%
Socony Vacuum Oil Co.	16.34%
Standard Oil Co. of California	12.32%
Standard Oil Co. (Indiana)	11.36%
Standard Oil Co. (N. J.)	13.51%
ii) 5%~10%の諸会社	
Consolidated Oil Corp.	5.96%
International Harvester Co.	7.52%
Western Pacific R. R.	9.12%

【出所】 TNEC. Monograph. No. 29., pp. 1522~1528.

第3表 Standard Oil (N. J.) の最大株主 20 人とその持株比率
(1937 年)

1. Standard Oil Co. (Indiana)	6.69%
2. John D. Rockefeller, Jr.	6.45
3. The Rockefeller Foundation	3.90
4. Edward Harkness	3.76
5. Real Estate Trust Co. of Philadelphia	0.89
6. American I. G. Chemical Foundation	0.88
7. Jesup & Lamont	0.79
8. Weber & Co. (nominee for City Bank Farmers Trust Co.)	0.78
9. Sigler & Co. (nominee for Central Hanover Bank & Trust Co.)	0.60
10. Chase National Bank trustee (Mrs. Abbe Rockefeller Milton)	0.56
11. Chase National Bank trustee (Mrs. Abbe Aldrich Rockefeller)	0.56
12. Chase National Bank trustee (John D. Rockefeller, 3rd)	0.56
13. Chase National Bank trustee (Nelson Aldrich Rockefeller)	0.56
14. Mrs. Edith Hale Harkness	0.54
15. Dominick & Dominick	0.47
16. General Education Board	0.46
17. Rockefeller Institute for Medical Research	0.46
18. Mrs. Sarah Graham Kenan	0.44
19. Atwell & Co. (nominee for United States Trust Co.)	0.41
20. W. R. Kenan, Jr.	0.41
合 計	30.17

[出所] TNEC, Monograph No. 29. p. 1328.

九三七年現在、主要石油会社の株式の一〇〜二〇%を所有していた(第2表)。この持株比率が同家族のこれら諸会社にたいする支配を維持するに充分なことはいうま

でもないだろう。たとえば、ロックフェラー財閥の中心たるスタンダード石油(N・J)についてみると、ロックフェラー家の持株比率は一三・五一%にすぎないが、

最大二〇人の株主のリスト(第3表)から明らかのように、それは同家族の持株として確認された数字にすぎず、最大株主二〇人の持株比率(三〇・一七%)のすべてが直接間接にロックフェラー家の同社支配の基礎となっているとみてよい。

前述のように、TNEC調査当時は、スタンダード石油(N・J)におけるロックフェラー家族の持株比率は、一三・五一%であったが、現在ではこの比率がかなり低下していることは推測に難くない。エス・エム・メニシコフは、その比率を三%と推定してつぎのように述べている。「スタンダード石油(N・J)の」経営陣は、スタンダード石油株式のかなりの部分をロックフェラー家および同家と連合した家族がもっていることをよく知っている。三%というものが、現在におけるこれら家族連合の持株比率のきわめて現実的な推計と考えることができよう。このような事情に精通しているスタンダード石油

(N・J) 前副社長 K・ブラウンは、著者にこの数字を伝えていた。⁽¹⁰⁾

この三%という数字にどれほどの正確さが保証されるか、極めて疑問である。しかし、この数字の正確度がどうであれ、誰もスタンダード石油 (N・J) がロックフェラー財閥の手から離れたとは信じていない。ファード・イナンド・ルンドバークはこの点についてつぎのようについている。「ロックフェラー家はスタンダード石油系諸会社の経営陣に積極的に加わらないで、これら経営陣にたいし標準的な大企業運営方針にしたがって諸会社を運営することを許している。だが、投資専門家たちの一般的な意見は、ロックフェラー家族はこれら諸会社のなんらかの政策ないし行動にたいして決定的な拒否権を、直接的にも間接的にももっている、とみている。世界のいかなる金融勢力でも、世界最大の石油会社、世界で最大の資産を有する産業会社たるスタンダード石油 (N・J) にたいするロックフェラーの慎しみ深い支配に挑戦を企てると考えられるだろうか。ロックフェラー家の相対的な金融的地位は現在では、TNEC 調査当時と同じであるか、ないしはそれ以上である、というのが私の結

論である。⁽¹¹⁾

たしかに、ロックフェラー家族は、それが支配する諸会社の経営陣に名をつらねてはいない。それはすでに久しい以前からのロックフェラー家族の支配形態に特有なものである。それが経営陣の自己増殖的な世代交換という外見をとり、所有と経営の分離の印象を強めてきたが、それは所有にもとづく支配という本質に変化をもたらしはしない。

にもかかわらず、その支配下企業にたいするロックフェラー財閥の持株比率に若干の低下が生じたことは恐らく否定できないだろう。企業発展のテンポと個人的致富のスピードとが一致するとは限らない。まして、第二次世界戦争中および戦後のような急速な経済発展の時期には、企業発展の速度は個人的致富のそれを上回る方が一般的である。それは一般的には、巨大会社になればなるほど最大株主の持株比率は低下する傾向にあるという事実によって確認される。

ところで、たしかにロックフェラーのスタンダード石油 (N・J) における持株比率は低下しても、同家の支配にはなんの変化もないかもしれない。しかし、それは

ど強力でない家族集団の場合には、持株比率の低下がこれらの支配を弱めたり、また、当該企業がある家族集団の支配から他の家族集団の支配下に移行したりすることは十分に考えられる。その意味では、家族集団の持株比率低下の意義を全く無視することは正しくないだろう。

この点で、「フォーチュン」誌(一九六七年六月一日号)の調査は、不十分であるとはいえ、アメリカ経済における家族支配の現状を知る上で、主要な資料となりうる。すなわち、同誌はつぎのように述べている。「アメリカにおける最大五〇〇の工業会社を所有しているのは誰か、もっと正確に言えば、かれらを支配しているのは誰か。所有が支配からますます分離していった二世代も後なので、アメリカのすべての大会社は万人によって所有されており、誰かによって所有されてはいない、そしてまた、人当りのよい組織人によって運営され支配されていると、しばしば考えられている。支配的な投資を行ない、大会社の事業を積極的に管理している個々の企業家ないしは家族は、アナクロニズムに近い、稀有の例外と見なされている。だが、最大五〇〇の工業会社をよくよく見てみれば、そのような十把一からげ式の一般化

を確認することはできない。⁽¹²⁾

第4表は、「フォーチュン」誌が家族支配下にある最大一〇社としてあげたものを表示し、TNEC調査と対比したものである。「フォーチュン」誌の家族支配の定義はかなり厳格であって、単一の家族が一〇%以上の議決権株式を所有している場合に限られている。したがって、たとえ株式保有比率は低くとも明らかに支配が認められるケースや、二つ以上の家族が家族支配を行なっているケースなどは除外されている。この結果、たとえばアルコアやガルフ石油はメロンの家族支配下にあるとは見なされていない。⁽¹³⁾

「フォーチュン」誌の表示はきわめて不備ではあるが、それにしても、一九三七年当時と今日とを比較する手掛りにはなる。第4表によれば、最大の家族支配会社はフォードであり、同社におけるフォードの持株比率は一〇%から三九%に低下している。これは一九五六年にフォード株が公開された結果であり、ヘンリー、ベンソン、ウィリアムの三人のフォードおよびかれらの家族は、発行株式の約一一%を所有している。しかし、フォードの持株は、一株に三・四九二票の投票権が与えられるクラ

(37) アメリカ経済における「家族支配」

スB株式に集中しており、投票権でいえば三九%をしめている。
 デュボンにおいても、デュボン家の持株は約四四%から三〇%に低下している。これもデュボン家族の持株比率は僅かに〇・六四%にすぎないが、デュボン株の二九

第4表 家族支配下にある最大10社 (1967年, 1937年)

	支配家族の名	同議決権つき株式の保有比率	TNEC調査における保有比率(1937年)
1. Ford Motor	Ford	39%	100%
2. E. I. du Pont de Nemours	du Pont	約30%	43.93%
3. Firestone Tire & Rubber	Firestone	15%	35.51%
4. General Tire	O'Neils	20%	*
5. Reynolds Metals	Reynolds	17%	*
6. Ralston Purina	Danforth	22%	*
7. Deere	Deere	14%	35.81%
8. Pittsburgh Plate Glass	Pitcairn	26%	35.34%
9. Sun Oil	Pew	44%	69.42%
10. Carnation	Stuart	51%	*

* 1937年には、最大200の非金融会社のリストに含まれていなかった。
 [出所] Robert Sheehan, "Proprietors in The World of Big Business" "Fortune", June 15, 1967. の記事を表示し、TNEC調査と対比。

%を所有するクリスチナ・セキユリティス株の三〇%を所有している事実に基づく概算にすぎない。そのほか、一九三七年と一九六七年とが対比しうる諸会社についても、支配家族の持株比率は明らかに低下している。

「フォーチュン」誌によれば、最大五〇〇の工業会社のうち約一五〇社が家族支配下にあるが、一一一〇〇位では一〇社、一〇一〇〇位では二三社、二〇一〇一〇位では三九社、三〇一〇四〇位では三八社、四〇一五〇〇位では三七社という割合で分布している。産業別で見れば、食品産業が最も多く三一社、繊維・衣類産業が一八社、器具・エレクトロニクス産業が一四社、印刷出版および金属加工産業が各九社、化学が八社となっている。

これら五〇〇社のうち家族名を冠している会社七〇社が今でも、会社設立時の家族によって支配されているが、家族名を冠してはいるもののその家族の支配から離れた会社も少なくない。キャンベル・スープ、ビーボディ石炭、ワードなどがそれである。

「フォーチュン」誌は、家族支配の消滅にかんする「十把一からげ式の一般化」を斥け、「大企業の世界に

おける所有者」は「読者が考えているよりも沢山いる」と指摘している。支配家族の持株比率はかなり低下したとはいえ、「家族支配」が消滅したというのはいくらも事実と反することを確認できる。

- (7) TNEC, Monograph No. 29, "The Distribution of Ownership in the 200 Largest Nonfinancial Corporations", 1940, p. 101.
- (8) TNEC, *ibid.*, p. 102.
- (9) TNEC, *ibid.*, p. XVI.
- (10) C. M. Меньшков, "Миллионеры и Менеджеры", 1965, стр. 385.
- (11) Ferdinand Lundberg, "The Rich and The Super-Rich, A Study in The Power of Money Today", 1968, Bantam Book, p. 261—262.
- (12) Robert Sheehan, "Proprietors in The World of Big Business" in "Fortune", June 15, 1967.
- (13) メロン財団にかんする最新の資料 "The Mellons of Pittsburgh", *Fortune*, Oct. ~ Dec. によれば、メロン家族の持株比率はガルフ石油——約二五%、アルコア——少なくとも三〇%、コパース——二〇%、カーボランダム——二〇%、メロン・ナショナル銀行信託——四二%である。これら五つの巨大会社はふつうメロン家族の支配下にあるものとみなされている。にもかかわらず、本調査において

は、カーボランダム社のみ、メロン家の支配下企業とみなされているにすぎない。残りの四つの巨大会社は、メロン家族個人々の直接的持株比率が低いという理由で除外されている。家族支配会社は最大五〇〇社のうち約一五〇社だというのは、明らかに真相から遠く距っているといわねばなるまい。

三 極富裕層の構成

(a) 高額所得とその源泉

アメリカ経済における「家族支配」の現状を明らかにする補助的資料として、アメリカにおける所得と富の分布におけるこれら家族集団の地位にかんする若干の資料を提示してみた。

一九四一年に累進税率が引上げられていろいろアメリカの高額所得者は、その所得を隠蔽するために各種の方法を動員するに至った。もはや、連邦所得税申告書に現れた所得のみを取り上げて云々することは無意味である。「所得分布の研究はニューディール時代いらいきわめて複雑なものとなったが、それはなによりも、一九四一年以降の税率引上げに対応して高額所得者への報酬の型態と概念が変化したためである。大体において、アメリカ

(39) アメリカ経済における「家族支配」

第5表 2万ドル以上の個人所得とその源泉 (1965年)

	申告書数	調整総所得 (100万 ドル)	俸給・賃金	配 当	利 子	事業・農 業利潤	共同出資 者利潤	資本資産 売却より の純利益
2万ドル～5万ドル	1,389,340	39,524	19,729	3,097	1,598	7,553	4,147	2,202
5万ドル～10万ドル	188,276	12,400	4,306	2,017	526	1,974	1,797	1,342
10万ドル～50万ドル	43,713	7,115	1,548	2,084	277	441	799	1,821
50万ドル～100万ドル	1,391	938	60	304	27	12	43	485
100万ドル以上	624	1,371	35	483	25	21	21	845
全 体 (百分 比)	53,700,794	409,337	346,787	12,892	11,201	31,424	11,910	10,871
2万ドル～5万ドル	2.6%	9.7%	5.7%	24.0%	14.3%	24.0%	34.8%	20.3%
5万ドル～10万ドル	0.4	3.0	1.2	15.6	4.7	6.3	15.0	12.3
10万ドル～50万ドル	0.08	1.7	0.4	16.2	2.5	1.4	6.7	16.8
50万ドル～100万ドル	0.0025	0.2	0.02	2.4	0.2	0.04	0.4	4.5
100万ドル以上	0.0011	0.3	0.01	3.7	0.2	0.07	0.2	7.8
2万ドル以上の合計	3.0%	15.0%	7.4%	61.9%	21.9%	31.8%	57.2%	61.6%

〔出所〕 Internal Revenue Service, "Statistics of Income. 1965. Individual Income Tax Returns", 1967. p. 213~14. より抽出計算.

における所得平等増大の明確な証拠とされているものは、この新しい情勢の意義の認識を欠くところからきている⁽¹⁴⁾。

しかしながら、ここでは高額所得者の所得の計算そのものが問題ではないので、以上のことを念頭においた上で個人所得税申告書に基いて所得分布の一般的傾向をみてみることにしよう(断るまでもないが、高額所得者になればなるほど、たとえば社用勘定その他各種の形態による追加的所得は大きくなる)。

第5表は、調整総所得二万ドル以上の所得層にかんする統計である。

最高の所得層(その殆どが家族的利益集団のメンバーによってしめられていると思われる)、すなわち調整総所得が一〇〇万ドルを上回る申告者は、一九五六年には二六八にすぎなかったが、一九六五年には六二四となった。おなじく、かれらの調整総所得(累計)は五億五〇〇万ドルから一三億七一〇〇万ドルに増加した。これらの人々が、アメリカのパワー・エリートのうちの一〇・コアをなしていることはいうまでもない(もちろん、このなかに何人かの映画俳優や歌手が含まれている

ことは充分にありうることである)。

このような超高額所得者をピラミッドの頂点として、下は年所得二万ドルまでの階級をアメリカ社会の富裕階級とかりに名づけるならば、これら富裕階級の数は一九五六年の六九二、八七八から一九六五年の一、六二三、三三四にまで増加している。それぞれの年における納税申告書総数にせめる比率は一・五%から三・〇%に上昇した。もちろん、物価騰貴を考慮すれば、一九五六年と一九六五年とを同一水準で比較することは正しくない。所得の増加がたんに物価騰貴の結果にすぎないならば、それが実質所得の上昇を意味しないこと、この場合についていえば、富裕階級の増大を必ずしも意味しないことはいうまでもない。しかしながら、本稿の課題は実質所得の時系列比較ではないので、ここでは物価騰貴の影響を無視して議論を展開してゆくことが可能だろう。

第5表によると、六五年にはこれら富裕階層の数は全申告数の僅かに三・〇%であったのに、調整総所得の一五・〇%を占めていた。所得の個々の源泉についてみると、俸給・賃金は七・四%と相対的に低いのにたいして、配当の六一・九%、資本資産の売却よりの純利益の六

一・六%と比較的に高いのが目立っている。つまり、これら富裕階級の所得は主として配当なり資本資産の売却益からえられるのであって、けっして俸給・賃金からではないのである。高額所得者のなかに映画俳優や歌手がいたとしても、かれらの所得の多くは配当や資本資産の売却益からえられていることを、それは示している。

その所得の源泉としての配当、資本資産売却益の重要性は、当然のことながら、所得額が高まるにつれて上昇している。すなわち、年所得二万ないし五万ドルの階層においては、その所得の占める俸給・賃金の比率は四九・九%であるのたいし、配当と資本資産の売却益の比率は七・八%と五・六%であるが、一〇〇万ドル以上の所得層においては、俸給・賃金の比率は二・六%であるのたいし、配当のそれは三五・二%、資本資産の売却益のそれは六一・六%である。

ここでとくに指摘しておかなければならないのは、これら富裕階層の所得のなかで資本資産売却益の比率が近年急上昇したことである。「資本財の売却」によるいわゆる資本所得 *capital gain* は、一九四〇年にはマイナス五〇〇〇万ドル、一九四五年にも二億九四〇〇万ド

(41) アメリカ経済における「家族支配」

第6表 アメリカの個人所得とその源泉

	1940	1945	1950	1955	1960	1965
個人所得税申告書(1000)	14,598	49,751	52,656	57,818	60,593	67,109
うち、納税した数(1000)	7,437	42,651	38,187	44,689	48,061	53,701
申告書あたり平均所得(ドル)	2,487	2,418	3,416	4,314	5,224	6,409
同平均所得税(ドル)	99	343	349	512	651	737
人口中に占める申告者此率(%)	16.7	55.9	55.3	56.4	55.4	54.8
(所得の源泉)(100万ドル)						
俸給、賃金、コミッションその他	27,654	91,658	138,956	200,580	257,684	346,787
配当(国内・外国とも)	2,930	3,906	6,131	7,820	9,470	12,892
子	981		1,583	2,556	5,013	11,201
賃料	1,146	1,582	2,903	3,151	2,753	2,549
ロイヤリティ	(1)	(1)	(1)	(1)	592	575
事業ないし自由職業	4,014	12,222	16,007	19,269	22,078	25,195
農家	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	3,854
共同出資者	1,520	7,109	8,330	9,201	9,196	11,063
資本財の売却	-50	2,194	2,867	4,666	5,140	10,016
資本財外の資産売却	2	-6	-31	-27	-39	-141
年産	—	195	430	870	1,614	3,563
資産・信託	756	946	1,690	552	649	(3)
その他	748	595	1,009	793	2,407	3,110

(1) は「賃料」に含まれている。(2) は「事業ないし自由職業」に含まれる。
 (3) は「その他」に含まれている。
 [出所] “Statistical Abstract of the U. S.”, 1968, p. 389.

にすぎなかったが、一九六五年には実に一〇〇億ドルを突破している。とくに一九六〇年から六五年の間にほぼ倍増していることは、富裕階級の所得形態として資本利得がいかに重要な地位をしめるに至ったかを物語っている。

資本利得には、その保有期間が六カ月未満の資産の売却によってえられた短期的資本利得 short-term capital gain と六カ月以上の資本売却による長期的資本利得 long-term capital gain とがある。短期的資本利得は五〇%を控除した残額が所得に加算され通常の課税率を適用されるのに対して、長期的資本利得は最高二五%の税率で分離課税される。高額所得者にとって長期的資本利得の分離課税(しかも低率の)が有利であることはいうまでもない。一九四二年に連邦所得税の税率が引上げられて以後、高額所得者が俸給・賃金、ないしは配当の形態ではなく、資本利得の形態でその所得を獲得するようになったのは、明らかに合法的脱税行為といえることができる。驚くべきことに、アメリカ議会は、長期的資本利得の必要条件としての資産の保有期限を、所得税率が一般に引上げられた一

九四二年に逆に二カ年から六カ月に引下げることによって、この合法的脱税行為を支援したのであった。こうして、前述のように、一九六五年の資本財売却益による資本利得(純)は一〇一億八〇八六万ドルにたったが、長期的資本利得のみをとり出せば、二一〇億九九〇〇万ドルにもたっしている。

個人所得税統計に現れたかぎりでも、アメリカの家族的利益集団のメンバーは、配当と資本利得(いづれも株式保有と結びついている)とからその所得の大半をえていることが確認できる。

(b) 「旧」富豪と「新興」富豪

すでに多くの研究調査によって明らかにされているように、高額所得者層は同時に巨額の富の所有者層を形成する。すなわち、所得分布におけるパターンは、ある程度の修正を付してそのまま富の分布状態の上にあらわれる。

富の所有に基く経済的権力の実態に迫るためには、富の所有についての正確な資料が必要である。しかし、所得については個人所得税申告書をつうじてかなりの近似的接近を行なうことが可能だが、富の所有についてはそ

れほど信頼しうる材料がない。それは一般に資料不足というだけでなく、かれら富裕層はその富の本当の姿を租税当局はもとより一般大衆の目から遮るために、各種の手段を動員しているからである。

以下にかかげる資料も、かなりの誤差を含む推測にすぎないが、アメリカの資本家階級のトップ・グループの構成を知る一つの手掛りにはなりうると考えられる。

第7表は、純資産一億ドル以上の新興富豪一九人のリストであり、第8表は同じく純資産一億ドル以上の旧富豪二七人のリストである。この二つの表は、元来、「フォーチュン」誌の資料をF・ルンドバーグが二つに分け、とくに後者については若干の修正を施したものである。いづれも一九五七年現在にかんするものであるから、それから十数年をへた今日、純資産が一億ドルをこえる富豪がアメリカ中で四五人をはるかに上回することは当然考えられるところである。「フォーチュン」誌以外にこのような網羅的調査を発表したものがない以上、われわれもそれを基礎に話を進めてゆかざるをえない。

「フォーチュン」誌はアメリカの「富豪」Very Richの基準として資産五〇〇万ドル以上をとり、数カ月に

及ぶ丹念な調査をへて一五五人の人名を明らかにした。同誌ものべているように、かつてはこれら富豪の実態について資料を提供してくれた証券取引所委員会 SEC は、いまでは「フーズ・フリー」ほどの材料も与えてくれないため、この調査が不完全であることは避けられない。にも拘らず、それは興味ある事実を物語っている。

前述のように、第7表と第8表は「フォーチュン」誌の原表を二分したもののだが、旧富豪二七人をリスト・アップした第7表には、一方でロックフェラー、メロン、デュボンなど戦前から著名な財閥家族名がみられるのにたいして、他方ではモルガン、グールド、グッゲンハイムなど巨大財閥の名前が見られない。それは純資産五〇〇万ドル以上にひきのばした「フォーチュン」の原表においても同様である。旧富豪の多くは今でも富豪であるのならんで、かれらのある者は個人資産として、五〇〇万ドル以下に低下したことを、それは物語っている。モルガン家族の名前がこの表に見当らないからといって、モルガン財閥の「没落」を云々することは馬鹿げている。それはむしろ、家族的資産を比較的に大きな単位の個人資産に分割して保有するか、それともっと少

きな単位の個人資産として保有するか、財閥それぞれの選択の問題にすぎない。現実に重要なのは全体としての家族資産の大きさであって、財閥家族の個々人の個人資産の大きさではない。いずれにしろ、資産が五〇〇万ドル以下であったからといって、個々の財閥家族の生活にとつて実際上問題はない。

J. P. Getty の名が第7表と第8表の両方のトップを飾っているのは、もともと「フォーチュン」誌がかれを「新興財閥」としたのにたいして、F・ルンドバークが反対し、むしろ旧富豪に数えらるべきだとしたからである。ルンドバーク自身はこうすることによって読者自身の判断に待つとしているが、ゲッティは石油で急速にその資産を増大させたとはいえ、テキサスの石油業者のような戦後派富豪と同一視できぬことは確かである。

メロン財閥の四人が上位の二位から五位までを占めている事実は、メロン財閥の家族資産の大きさと同時に、その個人資産も圧倒的に巨額であることを物語っている。しかも、Mrs. Mellon Bruce と Mrs. Alan Scaife とが利子生活者と記載されていることは、メロン家族のあり方が、比較的保守的で、戦前のパターンをひきついで

第7表 純資産1億ドル以上の1日富豪, 1957年, F. ルンドバークのリスト.

	居住地	純資産 (100万ドル)	1957年現 在の年齢	活動領域
1 J. Paul Getty	ロンドン	700~1,000	65	石油
2 Mrs. Mellon Bruce	ニューヨーク	400~ 700		利子生活者
3 Paul Mellon	アッパービル, Y. N	400~ 700	50	メロン系重役
4 Richard K. Mellon	ピッツバーグ	400~ 700	58	〃
5 Mrs. Alan M. Scaife	1965年死去	400~ 700	54	利子生活者
6 John D. Rockefeller, Jr.	1960年死去	400~ 700	83	石油
7 Irénée du Pont	1963年死去	200~ 400	81	デュボン重役
8 William du Pont	ウィルミントン	200~ 400	61	〃
9 Mrs. Frederick Guest	バーム・ビーチ	200~ 400		利子生活者
10 Howard Hughes	ヒューストン	200~ 400	52	航空機
11 Vincent Astor	1960年死去	100~ 200	66	不動産
12 Lammot du Pont Copeland	ウィルミントン	100~ 200	52	デュボン系重役
13 Mrs. Alfred I. du Pont	〃	〃	〃	〃
14 Mrs. Edsel Ford	デトロイト	〃	〃	利子生活者
15 Doris Duke	ニューヨーク	〃	〃	〃
16 Amory Houghton	〃	〃	58	コーニング硝子
17 Arthur A. Houghton, Jr.	ニューヨーク	〃	〃	〃
18 Roy Arthur Hunt	〃	〃	76	アルコア重役
19 Mrs. Jean Mauze	〃	〃	〃	利子生活者
20 Mrs. Chauncey McCormick	シカゴ	〃	〃	〃
21 Mrs. Charles Payson	〃	〃	54	〃
22 John Hay Whitney	ニューヨーク	〃	53	出版, 投資
23 David Rockefeller	〃	〃	42	ロックフェラー系重役
24 John D. Rockefeller, III.	ニューヨーク	〃	51	〃
25 Laurance Rockefeller	ニューヨーク	〃	47	〃
26 Winthrop Rockefeller	アーカンソー	〃	45	〃
27 Nelson Rockefeller	ニューヨーク	〃	49	〃

〔出所〕 Ferdinand Lundberg, "The Rich and The Super-Rich", Buntam Book, 1968, pp. 159. ~161.

いることを示している。

ロックフェラー家は、John D. Rockefeller, Jr. をはじめ六人が名をつらねている⁽¹⁸⁾。二十七人のうち六人という比率は、アメリカ第二の財閥といわれるロックフェラーの勢力を誇示しているといえよう。デュボン家の四人についても同様である。

ところで、ルンドバークは、この表が不完全であることの一例として、一九六五年七月に九三歳の高齢で、ほぼ一億ドルと推定される資産を遺言書に残して死んだ William Rand Kenan が洩れている事実をあげている。ケナンはユニオン・カーバイドの創立者であり、かれの遺産相続人 William Rand Kenan, Jr. がニアガラ・カウンティ・ナショナル・バンク・アンド・トラストをはじめ多数の会社の社長、重役である点からみて、かれをリスト

(45) アメリカ経済における「家族支配」

第8表 純資産1億ドル以上の新興富豪, 1957年, "Fortune" 誌のリスト.

			1957年当 時の年齢	活 動 領 域
1 J. Paul Getty	ロサンゼルス	700~1,000	65	石油
2 H. L. Hunt	ダラス	400~ 700	67	"
3 Arthur V. Davis		" "	90	アルコア重役
4 Joseph P. Kennedy	ボストン	200~ 400	69	
5 Daniel K. Ludwig	ニューヨーク	" "	60	海運
6 Sid Richardson	1959年死去	" "	60	石油
7 Alfred P. Sloan, Jr.	ニューヨーク	" "	82	GM重役
8 James Abercrombie	ヒューストン	100~ 200		石油
9 Stephen Bechtel	サンフランシスコ	" "	57	建設
10 William Blakley	ダラス	" "		鉄道, 航空
11 Jacob Blaustein	ボルティモア	" "	65	石油
12 Clarence Dillon	ニューヨーク	" "	75	投資銀行
13 William Keck	ロサンゼルス	" "		石油
14 Charles F. Kettering	1958年死去	" "	81	GM重役
15 William L. Kettering	セントポール	" "	70	MMM
16 John Mecom	ヒューストン	" "	45	石油
17 C. W. Murchison	ダラス	" "	62	石油
18 John L. Pratt	フレデリクスバーグ	" "		GM重役
19 R. E. Smith	ヒューストン	" "		石油

〔出所〕 "Fortune", November, 1957.

から除外することはできない。同じように、シアーズ、ローバックのローゼンウォルド家を除外したことも不当である、とルンドバーグは指摘している。⁽¹⁹⁾

新興富豪一九人にかんする第8表の特徴は、石油業者を数多く含んでいることである。問題のゲッティはじめ、一九人のうちほぼ半数の九人が石油業者である。しかも、このうち六人はテキサス州のそれである。第二次世界戦争後、石油採掘に与えられた名種の優遇措置がいかにかこれら石油業者を肥え富ませたかはすでに明らかにされているので、ここで繰り返す必要はないだろう。Hunt, Richardson, Murchisonらは、新興石油成金として有名であるだけでなく、アメリカ政界の保守勢力の資金源としても著名である。

石油業者とならんで注目されるのは、ゼネラル・モーターズの重役が三人も名をつらねていることである。これらはいわゆる新興成金の概念にそぐわないが、この世界第一の巨大企業の重役ともなれば、たとえその経歴がいわゆる「サラリーマン重役」であるにしても、その資産は優に新興成金に匹敵する巨大資本家であることを、それは物語っている。経営者と資本家の機械的分離が無

意味なことはこれをも明らかであろう。

第7表と第8表にかかげられた四五人は、アメリカの富豪のうちでも最も豊かな人々である。「フォーチュン」誌は、資産五〇〇〇万ドル以上の人名を一五五人まで確認したが、財務省当局者は現在アメリカの資産五〇〇〇万ドル以上の数は一五〇人から五〇〇人の間と推定している。「フォーチュン」誌も資産五〇〇〇万ドル以上の人の数はさらに一〇〇人ふえるのではないかと推定している。「家族支配」の家情が明らかにされるためには、これらの「富豪」たちの資産にかんする抱括的な調査が必要である。

一九三〇年代の各種の独占調査が再現される見とおしはさし当っては存在しないので、断片的かつ部分的な資料によって、「家族支配」について語る以外に方法はな

い。多くの旧富豪がいまだに健在であること、また、戦後新たに新富豪が簇出したこと、それらはアメリカ経済における家族支配についての有力な補助的証拠と見なすことができるであろう。

(14) ガブリエル・コロロ、「アメリカにおける富と権力」邦訳 三五頁 (G. Kolko, "Wealth and Power in America," 1962, p.29)

(15) Richard Austin Smith, "The Fifty-Million-Dollar Man," "Fortune", November 1957.

(16) F. Lundberg, op. cit.

(17) Mrs. Alan M. Scaife † Sarah Mellon † 及び † ×
ロン家族の一員である。

(18) 第一九位の Mrs. Jean Mauze † Abby Rockefeller
であり、ロックフェラー家の一員と見なされる。

(19) F. Lundberg, op. cit., p. 158.

(一橋大学助教授)